

金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱取扱要領

(平成23年 5月31日 決裁)

改正 平成28年 3月23日 決裁

平成29年 3月24日 決裁

平成31年 3月22日 決裁

令和 3年 3月19日 決裁

令和 6年 9月24日 決裁

(通則)

第1条 この要領は、金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱（平成23年5月31日決裁。以下「要綱」という。）の規定による補助金の交付に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(内部改修工事の範囲)

第2条 要綱第2条第4号に規定する内部改修工事には、照明機器、冷暖房機器等の購入及び設置の工事は含まない。

(申請者の範囲)

第3条 要綱第3条本文に規定する空き住戸リフォーム事業を行う者とは、要綱第5条第1項の規定による申請による住所が、当該日以前に連続して3か月以上本市の区域内にある者とする。

(空き住戸の範囲)

第4条 要綱第3条第3号に規定する空き住戸は、かなざわ空き家活用バンク登録の日の翌日以降に売買契約が締結されたものとする。

(町会加入証明書)

第5条 空き住戸リフォーム事業者は、補助事業が完了したときは、要綱第11条に規定するまちなか空き住戸リフォーム事業完了実績報告書に町会加入証明書（様式第1号）を添付しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに要綱第11条の規定による報告がなされたものについては、なおその効力を有する。

附 則（平成29年 3 月24日 決裁）

- 1 この要領は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか中古分譲マンション改修費補助金交付要綱取扱要領の規定は、平成29年 4 月 1 日以後に行う金沢市まちなか中古分譲マンション改修費補助金交付要綱（平成23年 5 月31日 決裁）第 5 条第 1 項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った同項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月22日 決裁）

- 1 この要領は、平成31年10月 1 日から施行する。
- 2 改正後のわがまち金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱取扱要領の規定は、平成31年10月 1 日以後に行うわがまち金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱（平成23年 5 月31日 決裁）第 5 条第 1 項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った同項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月19日 決裁）

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月24日 決裁）

- 1 この要領は、令和 6 年10月 1 日から施行する。
- 2 改正後の金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱取扱要領の規定は、令和 6 年10月 1 日以後に行う金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱（平成23年 5 月31日 決裁）第 5 条第 1 項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った同項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

町会加入証明書

次の者が町会に加入したことを証明します。

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日

（宛先）金沢市長

町 会 名 _____

町 会 長 _____

（署名又は記名押印）